（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

2　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の表国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の項中

又は 重加算税）	

を

又は第四項（同条第一項 重加算税）	若しくは第四項 重加算税）又は する国税関係帳 に関する法律 号。次項及び次 法」という。）第 第一項の重加算 の国税に関する

に改める。

若しくは	

を

又は第四項（同条第二項 係る部	若しくは第四項（同条第二項 限る 又は 若しくは 限る。）又は電子帳簿保存法第八条第五項 （法第六十八条第二項の重加算税に係る部 分に限る

に改める。

電子計算機を使用して作成 簿書類の保存方法等の特例 （平成十年法律第二十五 条において「電子帳簿保存 八条第五項（法第六十八条 税に係る部分に限る。）（他 法律の規定の適用）	

（同条第一項

重加算税）又は電子計算機を使用して作成 する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例 に関する法律（平成十年法律第二十五号。 次項及び次条において「電子帳簿保存法」 という。）第八条第五項（法第六十八条第一 項の重加算税に係る部分に限る。）（他の国 税に関する法律の規定の適用）	

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「準備金（」を「特定船舶に係る特別修繕準備金（」に、「第三十九条の十の二」を「第三十九条の十」に、「第三十九条の十の三」を「第三十九条の十の二」に、「第四十四条の四」を「第四十四条の三」に改める。

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第一項の項中「資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人」を「法人に」に、「法人税法第四条の七に規定する受託法人」を「法人及び法人税法第四条の三に規定する受託法人に」に改め、同項の次に次のように加える。

法第六十一条の四第二項第二号	投資法人及び特定目的会社	投資法人、特定目的会社及び法人税法第四条の三に規定する受託法人で法人又は法人税法第四条の三に規定する受託法人

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第二項及び第六十六条の十二第一項の項中「第六十一条の四第二項及び第六十六条の十二第一項第一号」に、「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第二十八条の九第十項の項を次のように改める。

第二十八条の九第十項	該当する法人	該当する法人及び法人税法第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が同条に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）

第一条の二第三項の表第二十八条の九第十項の項の次に次のように加える。

第二十八条の九第十一項	法人（	法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人及び法人に	法人又は同条に規定する受託法人に

第一条の二第三項の表第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号、第十九項第一号及び第二十一項第一号の項中「第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号、第十九項第一号及び第二十一項第一号」を「第二十八条の九第二十項第一号、第二十二項第一号、第二十四項第一号及び第二十六項第一号」に改め、同表第三十七条の四の項中「第三十七条の四」を「第三十七条の四第一項」に、「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表に次のように加える。

第三十七条の四第二項	法人で	法人又は受託法人で

第四条の二第十二項中「第四条の六の二第十二項第一号」を「第四条の六の二第十三項第一号」に改め、同条第十五項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の二項を加える。

17　法第八条の四第九項の報告書の様式は、財務省令で定める。

18　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三の規定は、法第八条の四第十一項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第四条の五第十一項を同条第十二項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第九条の二第一項及び第二項の規定は、所得税法第百七十七条の規定の適用を受ける国外株式の配当等については、適用しない。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十八号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。